

農畜水産物等の放射性物質検査計画（平成30年度第4四半期分）

宮 城 県
平成30年12月28日

「農畜水産物等の放射性物質検査について（平成30年3月23日付け生食発0323第4号）」及び「平成30年度宮城県食品衛生監視指導計画（以下「監視指導計画」という。）」に基づき、県内で生産される農産物、林産物、畜産物、水産物及び野生鳥獣並びに県内で販売される食品の検査計画を策定する。

1 検査対象品目

平成23年4月4日付け「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方（原子力災害対策本部作成、最終改正：平成30年3月23日）」のⅡの3及び監視指導計画第4の3に掲げる品目を中心とした、県内で生産又は販売される次の食品

(1) 農産物

- ① 県内で生産及び販売される主要な野菜類、果実類のうち、計画期間に収穫期を迎える品目
- ② 穀類（米、麦類、そば）及び豆類（大豆）については、個別計画により対応する。

(2) 林産物

下記品目のうち、計画期間に収穫期を迎える品目

- ① 基準値を超える放射性セシウムが検出された品目
　　野生のこ類、くさそてつ（こごみ）、こしあぶら、たけのこ
- ② 基準値の1／2を超える放射性セシウムが検出された品目（①に掲げる品目を除く。）
　　原木しいたけ（露地栽培）、うわばみそう（みづ）、たらのめ
- ③ 平成29年4月1日以降に出荷制限を解除された品目

(3) 畜産物

① 原乳

県内の5か所の集乳施設（クーラーステーション等）からそれぞれ採取した原乳

② 牛肉

「出荷・検査方針」（平成23年8月19日原子力災害対策本部長へ提出、平成27年11月4日見直し）に基づき、肥育牛及び廃用牛等の出荷時検査を行う。（ただし、廃用牛については事前に生体検査を実施する。）

(4) 水産物

下記品目のうち、計画期間に漁獲される海産魚種及び内水面魚種

- ① 基準値の1／2を超える放射性セシウムが検出された品目
 - (ア) 海産魚種
　　メバル・ソイ・カサゴ類（主な生息地が100m以浅の品目）、クロダイ、スズキ、ヒラメ、カレイ類（2群）、アイナメ、サメ・エイ類
 - (イ) 内水面魚種
　　ワカサギ、イワナ・ヤマメ・マス類、ウグイ・フナ類、コイ、ウナギ、アユ
- ② 平成29年4月1日以降に出荷制限を解除された品目

(5) 野生鳥獣

下記品目のうち計画期間に捕獲される野生鳥獣の肉類

- ① 基準値を超える放射性セシウムが検出された品目

イノシシ、ツキノワグマ、ニホンジカ

- ② 県内での生息数が多い品目（①に掲げる品目を除く。）
カルガモ、キジ

（6）他の食品

本県において流通している食品（生産者及び製造・加工者の情報が明らかなもの（乾燥きのこ類、乾燥海藻類、乾燥魚介類、乾燥野菜類及び乾燥果実類等乾燥して食用に供されるもの（水戻しして基準値（ 100Bq/kg ）が適用される食品を除く。）等の加工品を含む。）

2 検査対象市町村等の設定

- （1）農産物及び林産物については、当該品目から基準値の $1/2$ を超える放射性セシウムを検出した地域においては市町村ごとに3検体以上、その他の地域においては市町村ごとに1検体以上（生息等の実態を踏まえ、県内を市町村を越えて複数の区域に分割し、区域単位で3検体以上とすることができる。），それぞれ実施する。
- （2）検体採取を行う地点の選択に当たっては、土壤中のセシウム濃度、環境モニタリング検査結果、過去に当該品目の検査で基準値の $1/2$ を超える放射性セシウムを検出した地点等を勘案するとともに、放射性セシウム濃度が高くなる原因の一部が判明している品目については、当該要因が当てはまる地点を優先して選択する。
- （3）水産物については、本県沖合海面を7つの海域に区分し、同様に実施する。

3 検査の頻度

週1回程度（ただし、品目の生産・出荷等の実態に応じて検査を実施するものとする。）農産物、野生のきのこ・山菜等のように収穫時期が限定されている品目については、収穫の段階で検査を実施する。

乳については、月に1回検査を実施する。

水産物については、原則として週1回程度とし、漁期のある品目については、漁期開始前に検査を実施し、漁期開始後は週1回程度の検査を継続する。

ただし、基準値を超える又は基準値に近い放射性物質が検出された場合は検査頻度を強化する。

4 検査計画及び検査結果の公表

検査計画及び検査結果については、県ホームページ（放射能情報サイトみやぎ）で公表する。

5 検査結果に基づく措置

- （1）出荷前の農産物、林産物、畜産物及び水産物等については、基準値を超えた場合は出荷の自粛を要請し、市場に流通させない措置をとる。
- （2）基準値を超えた食品については、食品衛生法に基づく廃棄命令、回収命令等の必要な措置をとる。

なお、加工食品が基準値を超えた場合には、食品衛生法に基づく措置のほか、原因を調査し、必要に応じて原料の生産地におけるモニタリング検査の強化等の対策を講じる。

6 出荷制限後の検査計画の見直し

原子力災害対策本部より出荷制限の指示が出た品目・区域については、検体の採取が

可能な品目については、継続して検査を実施し、実態を把握することとする。

また、一部出荷制限解除品目については、県が定める管理計画に基づく頻度にて検査を行うこととする。

※計画の詳細は別紙のとおり。

(別紙)

県内農畜水産物等の放射性物質検査計画 【平成30年度第4四半期分】

区分		月別種別計画			備考
		1月	2月	3月	
農産物	穀類	大豆 (3点程度)	該当なし (0点)	該当なし (0点)	
	野菜類・果実類	イチゴ コマツナ ホウレンソウ ユキナ 等 (132点程度)	イチゴ ホウレンソウ 等 (177点程度)	イチゴ コマツナ ホウレンソウ 等 (133点程度)	
林産物	きのこ類	原木しいたけ (15点程度)	原木しいたけ (15点程度)	原木しいたけ (15点程度)	
	山菜類	該当なし (0点程度)	該当なし (0点)	該当なし (0点)	
畜産物		原乳 (5点)	原乳 (5点)	原乳 (5点)	
		牛肉 (出荷牛全頭 約2,000頭)	牛肉 (出荷牛全頭 約2,000頭)	牛肉 (出荷牛全頭 約2,000頭)	
水産物	海産魚種				
	表層	イカナゴ、サバ類	イカナゴ、サバ類、シラウオ、ツノナシオキアミ	イカナゴ、サバ類、シラウオ、ツノナシオキアミ	
	中層	アイナメ、イカ類、スズキ	アイナメ、イカ類、スズキ	アイナメ、イカ類、スズキ	
	底層	アナゴ類、アンコウ類、エゾイソアイナメ、カレイ類、タコ類、ヒラメ	アナゴ類、アンコウ類、エゾイソアイナメ、カレイ類、タコ類、タラ類、ヒラメ	アナゴ類、アンコウ類、エゾイソアイナメ、カレイ類、キチジ、ケムシカジカ、タコ類、タラ類、ヒラメ	
	貝類	アカガイ、エゾアワビ、ホタテ、マガキ、マボヤ	アカガイ、エゾアワビ、キタムラサキウニ、ホタテ、マガキ、マボヤ	アカガイ、エゾアワビキタムラサキウニ、ホタテ、マガキ、マボヤ	
	海藻類	コンブ、ノリ	コンブ、ノリ、フノリ、ワカメ	コンブ、ノリ、フノリ、ワカメ	
	沖合魚類	カジキ類、サメ類、マグロ類	カジキ類、サメ類、マグロ類	カジキ類、サメ類、マグロ類	
		(180点程度)	(180点程度)	(180点程度)	
内水面魚種	内水面魚種				
	下流域	イワナ、ヤマメ、ワカサギ	イワナ、ヤマメ、ワカサギ	イワナ、ヤマメ、ワカサギ	
	上流域	ウゲイ、ウナギ	ウゲイ、ウナギ	ウゲイ、ウナギ	
	養殖	該当なし	該当なし	該当なし	
野生鳥獣		(20点程度)	(20点程度)	(20点程度)	
		イノシシ ニホンジカ ツキノワグマ (32点程度)	イノシシ ニホンジカ ツキノワグマ (31点程度)	イノシシ ニホンジカ ツキノワグマ (37点程度)	
その他の食品		乳・乳飲料 乳児用粉ミルク 発酵乳・乳酸菌飲料 麺類等穀物加工品・豆類加工品・こんにゃく 食肉製品等食肉加工品・鶏肉・鶏卵 魚介類加工品・水産加工品 漬物 そつざい 豚・めん山羊・馬 (35点程度)	ミネラルウォーター・緑茶 乳・乳飲料 乳児用食品 発酵乳・乳酸菌飲料 麺類等穀物加工品・豆類加工品・こんにゃく 食肉製品等食肉加工品・鶏肉・鶏卵 乾燥野菜(果実)ジャム・野菜(果実)ジュース 漬物 そつざい 豚・めん山羊・馬 等 (40点程度)	ミネラルウォーター・緑茶 乳児用食品 麺類等穀物加工品・豆類加工品・こんにゃく 乾燥野菜(果実)ジャム・野菜(果実)ジュース そつざい 豚・めん山羊・馬 等 (25点程度)	